

日医発第 940 号（保 180）
平成 22 年 12 月 28 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
原 中 勝 征

医薬品の効能・効果の追加に伴う留意事項通知の一部改正について

平成 22 年 12 月 6 日付け保医発 1206 第 1 号により、診療報酬の算定方法に関する留意事項通知（平成 22 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（以下、「留意事項通知」という））の一部が改正され、同日から適用されましたので、お知らせ申し上げます。

今回の改正は、医薬品の効能・効果が追加されたことに伴い、関連する診療報酬を算定できるようにするものでありますが、改正の概要については下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

記

- 1 (1) バルプロ酸ナトリウムについては、平成 22 年 10 月 29 日付け保医発 1029 第 4 号厚生労働省保険局医療課長通知により、今後追加される予定の効能・効果である片頭痛の発症抑制についても、保険適用が可能とされた。
- (2) これに伴い、今回、留意事項通知が改正され、片頭痛の患者であってバルプロ酸ナトリウムを投与しているものについても、「B001」特定疾患治療管理料の「2」特定薬剤治療管理料の算定が可能となった。
- (3) 関連する医薬品
デパケン 100mg 錠、同 200mg 錠、同細粒 20%、同細粒 40%、同シロップ 5%、デパケン R 100mg 錠、同 200mg 錠（協和発酵キリン株式会社）

- 2 (1) インフリキシマブ製剤については、先般、次の効能・効果が追加された。
- ・尋常性乾癬、関節症性乾癬、膿疱性乾癬及び乾癬性紅皮症（2010年1月）
 - ・強直性脊椎炎（2010年4月）
 - ・潰瘍性大腸炎（2010年6月）
- (2) これに伴い、今回、留意事項通知が改正され、強直性脊椎炎の患者、潰瘍性大腸炎の患者、尋常性乾癬の患者、関節症性乾癬の患者、膿疱性乾癬の患者及び乾癬性紅皮症の患者に対してインフリキシマブ製剤の注射を行った場合も「第6部 注射」の「<通則>」の「4」外来化学療法加算を算定することが可能となった。
- (3) 関連する医薬品
レミケード（田辺三菱製薬株式会社）
- 3 (1) ボツリヌス毒素については、平成22年10月27日付薬食審査発1027第1号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知により、その効能・効果に「上肢痙縮・下肢痙縮」が追加された。
- (2) これに伴い、今回、留意事項通知が改正され、上肢痙縮の治療目的でボツリヌス毒素を用いた場合は、「L100」神経ブロック（局所麻酔剤又はボツリヌス毒素使用）の「4」痙性斜頸又は下肢痙縮の治療目的でボツリヌス毒素を用いた場合に準じて算定することが可能となった。
- (3) 関連する医薬品
ボトックス注用100単位及び同注用50単位（グラクソ・スミスクライン株式会社）

（添付資料）

1. 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について（平22.12.6 保医発1206第1号）



保医発1206第1号
平成22年12月6日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の
留意事項について」の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)について下記のとおり改正し、本日より適用することといたしましたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 1 別添1の第2章第1部B001の2の(1)に次のように加える。
セ 片頭痛の患者であってバルプロ酸ナトリウムを投与しているもの
- 2 別添1の第2章第6部4の(2)を次のように改める。
(2) 外来化学療法加算は、関節リウマチの患者、クローン病の患者、ベーチエット病の患者、強直性脊椎炎の患者、潰瘍性大腸炎の患者、尋常性乾癬の患者、関節症性乾癬の患者、膿疱性乾癬の患者及び乾癬性紅皮症の患者に対してインフリキシマブ製剤の注射を行った場合、又は関節リウマチの患者、多関節に活動性を有する若年性特発性関節炎の患者及び全身型若年性特発性関節炎の患者に対してトシリズマブ製剤の注射を行った場合も算定できる。
- 3 別添1の第2章第11部第2節L100、L101に次のように加える。
(8) 上肢痙縮の治療目的でボツリヌス毒素を用いた場合は、区分番号「L100」神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素使用)の「4」痙性斜頸又は下肢痙縮の治療目的でボツリヌス毒素を用いた場合に準じて算定する。

(参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部 医学管理等</p> <p>B001 特定疾患治療管理料</p> <p>2 特定薬剤治療管理料</p> <p>(1) 特定薬剤治療管理料は、下記のものに対して投与薬剤の血中濃度を測定し、その結果に基づき当該薬剤の投与量を精密に管理した場合、月1回に限り算定する。</p> <p>ア～ス (略)</p> <p><u>セ 片頭痛の患者であってバルプロ酸ナトリウムを投与しているもの</u></p> <p>(2)～(13) (略)</p> <p>第6部 注射</p> <p><通則></p> <p>4 外来化学療法加算</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 外来化学療法加算は、<u>関節リウマチの患者、クローン病の患者、ベーチェット病の患者、強直性脊椎炎の患者、潰瘍性大腸炎の患者、尋常性乾癬の患者、関節症性乾癬の患者、膿疱性乾癬の患者及び乾癬性紅皮症の患者</u>に対してインフリキシマブ製剤の注射を行った場合、又は関節リウマチの患者、多関節に活動性を有す</p>	<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部 医学管理等</p> <p>B001 特定疾患治療管理料</p> <p>2 特定薬剤治療管理料</p> <p>(1) 特定薬剤治療管理料は、下記のものに対して投与薬剤の血中濃度を測定し、その結果に基づき当該薬剤の投与量を精密に管理した場合、月1回に限り算定する。</p> <p>ア～ス (略)</p> <p>(2)～(13) (略)</p> <p>第6部 注射</p> <p><通則></p> <p>4 外来化学療法加算</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 外来化学療法加算は、<u>関節リウマチの患者、クローン病の患者及びベーチェット病の患者</u>に対してインフリキシマブ製剤の注射を行った場合、又は関節リウマチの患者、多関節に活動性を有する若年性特発性関節炎の患者及び全身型若年性特発性関節炎の患者に対してトシリズマブ製剤の注射を行った場合も算定</p>

る若年性特発性関節炎の患者及び全身型若年性特発性関節炎の患者に対してトシリズマブ製剤の注射を行った場合も算定できる。

(3) (略)

第11部 麻酔

第2節 神経ブロック料

L100 神経ブロック（局所麻酔剤又はボツリヌス毒素使用）、L101 神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法使用）

(1)～(7) (略)

(8) 上肢痙縮の治療目的でボツリヌス毒素を用いた場合は、区分番号「L100」神経ブロック（局所麻酔剤又はボツリヌス毒素使用）の「4」痙性斜頸又は下肢痙縮の治療目的でボツリヌス毒素を用いた場合に準じて算定する。

できる。

(3) (略)

第11部 麻酔

第2節 神経ブロック料

L100 神経ブロック（局所麻酔剤又はボツリヌス毒素使用）、L101 神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法使用）

(1)～(7) (略)